

物価高騰給付金のお知らせ

調整給付金（不足額給付）のお知らせ

2024（令和6）年の夏に実施した「当初調整給付（定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付金）」の支給額に不足が生じる方に対し、『不足額給付』を追加で給付します。

対象者・給付額

2025（令和7）年1月1日時点で静岡市に住民登録があり、【不足額給付1】か【不足額給付2】のどちらかに該当する方が対象となります。

ただし、2024（令和6）年度に所得税・住民税合わせてすでに4万円の定額減税をしきれた方、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

（1）不足額給付1

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち再算定した結果、当初調整給付の給付額に不足があることが判明した方

- 例
- ・事業不振、退職、休職により令和5年と令和6年で所得が大きく変動した方
 - ・税の修正申告で令和6年度住民税所得割額が減少した方
 - ・令和5年の所得がなく、令和6年所得がある方
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方（子どもが生まれた） など

給付額：「当初調整給付」の給付額の不足分を給付（支給額は対象者ごとに異なります）

（2）不足額給付2

事業専従者（青色・白色）や合計所得金額48万円超の方で、昨年度までに実施した定額減税・低所得世帯向け給付金とも対象とならなかった方

※市で対象であることを確認できた方には通知を発送しますが、通知が届かない方で対象となる方は申請が必要となりますので、コールセンターまでご連絡ください。

- 例
- ・課税世帯に属している「事業専従者（青色・白色）」の方
 - ・課税世帯に属している「合計所得金額48万円超」の方のうち令和6年分所得税額及び令和6年度住民税所得割額がいずれも0円の方 など

給付額：原則4万円（2024（令和6）年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円）

手続き

対象者に、7月下旬に「支給のお知らせ（はがき）」または「確認書（封筒）」が届きます。

■「支給のお知らせ（はがき）」・「確認書（封筒）」

 支給お知らせ（はがき）	 不足額給付1【ピンク】	 不足額給付2【緑】
--	--	--

■「支給のお知らせ（はがき）」が届いた方は・・・

手続き不要です。2025（令和7）年8月21日に振り込まれます。

支給口座を変更されるなどある方は、2025（令和7）年8月7日までにコールセンターへご連絡ください。

■「確認書（封筒）」が届いた方は・・・

確認書の内容を確認し、必要事項をご記入ください。確認書に本人確認書類（在留カードのコピーなど）、振込先金融機関口座確認書類（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードのコピー）を貼り付けてください。同封の返信用封筒に入れ、2025（令和7）年9月30日（消印有効）までに、返送してください。

支給方法

口座に給付金が振り込まれます。

「確認書」を返送して、市が受け付けしてから4～8週間程度で振り込まれる予定です。

銀行口座がない方は、コールセンターにお問い合わせください。

コールセンター

皆様からのご質問にお答えするためコールセンター（日本語のみ）を開設します。

電話番号 0120-536-025（フリーダイヤル）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

特殊詐欺や個人情報の詐取に注意してください

自宅に給付金をかたった不審な電話や郵便物があった場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）に連絡してください。